

# 鴨川条例点検ワーキンググループについて

## 1 目的

鴨川条例が施行されて10年経過することから、条例の内容が社会的変化等に対応できているか点検を行う。

## 2 進め方

平成29年度に5回程度開催し、以下の2つの内容を並行して進める。

- ・事務局から条例の施行状況や条例に対する府民の意見等を説明する。
- ・関係各分野（治水、利用、環境など）を代表する者から意見を聴取する。

## 3 構成メンバー

鴨川条例と河川法等関係法令との整理を行う必要があるため、座長、副座長及び法律関係のメンバー4人から構成する。

- 金田 章裕（座長） 京都学・歴彩館 館長、京都大学名誉教授
- 川崎 雅史（副座長） 京都大学大学院 工学研究科 教授
- 新川 達郎（法律） 同志社大学 政策学部 教授
- 野崎 隆史（法律） 弁護士（元京都府総務部政策法務課法務調査役）

## 4 関係各分野から意見聴取するメンバー案

### (1) 前文・第1章総則（第1条から第5条）

- ① 京都大学 中川博次名誉教授（全分野）
- ② 鴨川を美しくする会 杉江貞昭事務局長（全分野）

### (2) 第2章 安心・安全の確保（第6条・第7条）

- ① 京都大学大学院経営管理部 戸田圭一教授（河川工学）
- ② 京都府立大学大学院生命環境学部 三好岩生助教（森林科学）

### (3) 第3章 良好な河川環境の保全

第1節 鴨川環境保全区域（第8条から第12条）

第2節 良好な景観の形成（第13条から第15条）

- ① 京都市都市計画局都市景観部景観政策課 門川信一郎課長補佐（景観政策）
- ② 木屋町会 田中博会長（納涼床及び室外機対策関係の自治会会長）

### (4) 第4章 快適な利用の確保（第16条から第23条）

- ① 京都中央信用金庫 大上浩史理事（経済界）
- ② 京都女子大学現代社会学部 諏訪亜紀教授（府民協働）
- ③ 大学コンソーシアム京都 学生交流事業部 藤井啓太郎次長（学生ボランティア）

### (5) 第5章～第7章 府民協働の推進・雑則・罰則（第24条から第34条）

- ① 京都市観光協会 北川洋一事務局長（観光産業界）
- ② 左京医師会 藤田宗顧問（府民協働）
- ③ 京都自然教室代表 八木雅之教授（府民協働）

# 鴨川条例禁止行為等の指導状況について

## 1 巡視頻度等

- バーベキューの巡視 : 3月 ~ 11月 平日、土日
  - 打ち上げ花火等の巡視 : 6月 ~ 9月 平日、土日
  - 放置自転車の撤去 : 平成22年4月より京都市が実施
  - 鴨川環境保全区域の巡視 : 月2回
  - 鴨川納涼床の巡視 : 設置時に巡視、以降撤去まで随時巡視
- ※落書きの巡視については他の巡視と同時に実施

## 2 指導状況

平成20年4月の全面施行後の指導状況は以下のとおりです。(平成30年1月現在)

	バーベキュー (件)				自動車 バイク 乗入 (台)	打ち上 げ花火 (件)	放置自転車等 (台)	
	禁 止 区 域			禁 止 区 域 外			移動台数	返還台数
	出 町	柵 野	小 計					
20年4月 ~21年3月	13	78	91	170	1,372	127	1,536	705
21年4月 ~22年3月	8	34	42	127	1,137	146	988	547
22年4月 ~23年3月	2	32	34	112	878	76	京都市が 実施	19
23年4月 ~24年3月	3	11	14	55	959	38	京都市が実施	
24年4月 ~25年3月	3	11	14	53	1,434	50		
25年4月~ 26年3月	5	16	21	49	※ 579	36		
26年4月~ 27年3月	6	10	16	67	513	49		
27年4月~ 28年3月	0	15	15	55	509	72		
28年4月~ 29年3月	3	13	16	36	475	50		
29年4月~ 30年1月	3	5	8	67	481	36		
合 計	46	225	271	791	8,337	680		

### 〈禁止行為の傾向・特徴等〉

- ◆各禁止行為とも、条例が制定された平成20年度以降減少傾向にあり、近年では巡視開始当初の2~4割程度の件数まで減少している。
- ◆行為者へは口頭指導、チラシの配布等を通じて条例の趣旨を周知している。

※平成25年4月、違反が目立った御池大橋下流右岸にバイク進入防止柵を設置した。

# 調 査 簡 所

番号			左岸	右岸	
1	桂川合流	～	京川橋	36	1
2	京川橋	～	小枝橋	14	3
3	小枝橋	～	鳥羽大橋	11	5
4	鳥羽大橋	～	大宮大橋	8	5
5	大宮大橋	～	京都南大橋	12	6
6	京都南大橋	～	竹田橋	2	3
7	竹田橋	～	水鶏橋	17	9
8	水鶏橋	～	勸進橋	13	15
9	勸進橋	～	陶化橋	4	5
10	陶化橋	～	東山橋	13	24
11	東山橋	～	塩小路橋	3	17
12	塩小路橋	～	七条大橋	12	1
13	七条大橋	～	正面橋	1	0
14	正面橋	～	五条大橋	12	7
15	五条大橋	～	松原橋	8	3
16	松原橋	～	団栗橋	7	6
17	団栗橋	～	四条大橋	7	10
18	四条大橋	～	三条大橋	17	13
19	三条大橋	～	御池大橋	7	12
20	御池大橋	～	二条大橋	9	5
21	二条大橋	～	丸太町橋	11	15
22	丸太町橋	～	荒神橋	13	21
23	荒神橋	～	賀茂大橋	32	25
24	賀茂大橋	～	出町橋		23
	賀茂大橋	～	河合橋	16	
25	鴨川・高野川合流部	～	出町橋	21	
26	鴨川公園		葵地区	10	
27	出町橋	～	葵橋	5	15
28	葵橋	～	出雲路橋	16	27
29	出雲路橋	～	北大路橋	14	33
30	北大路橋	～	北山大橋	72	31
31	北山大橋	～	上賀茂橋	11	16
32	上賀茂橋	～	御菌橋	8	3
33	御菌橋	～	西賀茂橋	21	23
34	西賀茂橋	～	賀茂川通学橋	3	10
35	賀茂川通学橋	～	志久呂橋	1	0
36	志久呂橋	～	庄田橋	2	0
37	庄田橋	～	柁野堰堤	9	10
38	鴨川公園		柁野地区	33	21
	小 計			511	423
	合 計			934	

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

(2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。（平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行）

○京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例  
昭和 56 年 10 月 16 日条例第 19 号(制定) 平成 9 年 6 月 18 日条例第 12 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するため、飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進(以下「飲料容器等の散乱の防止等」という。)に関し必要な事項を定め、もって、美しく、かつ、快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飲料容器 飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。

(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する飲料容器以外の物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態が都市の美化を妨げるおそれのあるものをいう。

(3) ～(6) 略

第 3 条～第 6 条 略

(投棄の禁止)

第 7 条 何人も、みだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはならない。

第 8 条 略

第 9 条 市長は、特に飲料容器及び吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める土地の区域を美化推進強化区域として指定することができる。

2～3 略

第 9 条～第 28 条 略

第 29 条 美化推進強化区域内において、第 7 条の規定に違反して、みだりに飲料容器又は吸い殻等を捨てた者は、30,000 円以下の罰金に処する。

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 26 条から第 28 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

以下 略

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

昭和 56 年 10 月 16 日 条例第 19 号(平成 27 年 7 月 1 日施行)



# 標識写真

## 花火禁止標識

鴨川・高野川合流部 標識番号. 2

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## バーベキュー禁止標識

鴨川・高野川合流部 標識番号.1

遠景写真



近景写真





# 標識写真

## 車・バイク乗入禁止標識

賀茂大橋～出町橋右岸 標識番号. 8

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## 車・バイク乗入禁止標識

出町橋～葵橋右岸 標識番号.2

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## 複合標識.1

丸太町橋～荒神橋右岸

遠景写真



近景写真



# 標識写真

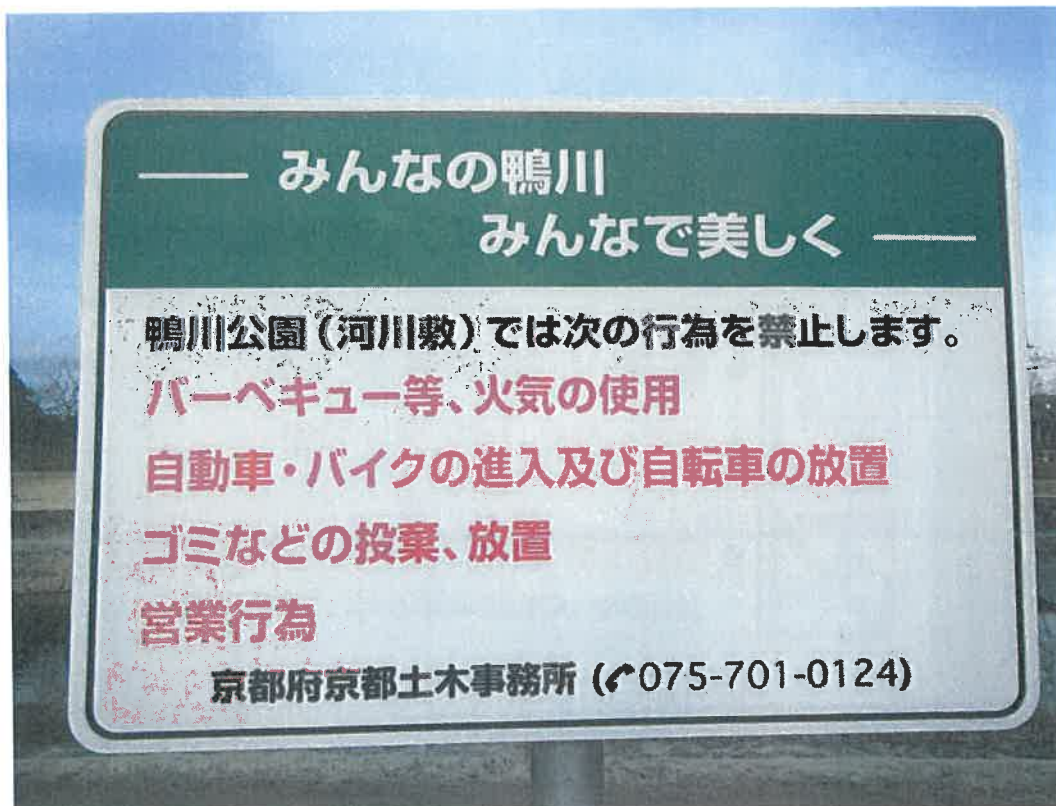
## 複合標識.2

葵橋～出雲路橋右岸

遠景写真



近景写真



# 標識写真

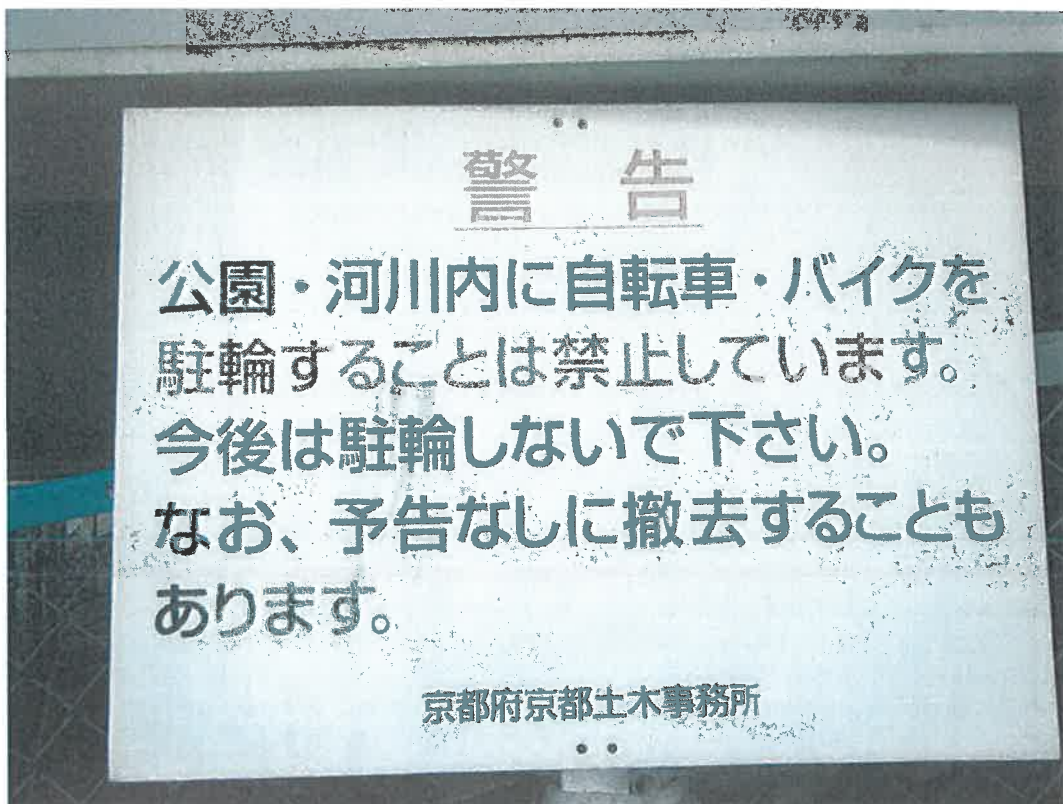
## 自転車撤去標識(京都府)

賀茂大橋～河合橋左岸 標識番号.15

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## 自転車撤去標識(京都市)

荒神橋～賀茂大橋右岸 標識番号. 21

遠景写真



近景写真



# 標識写真

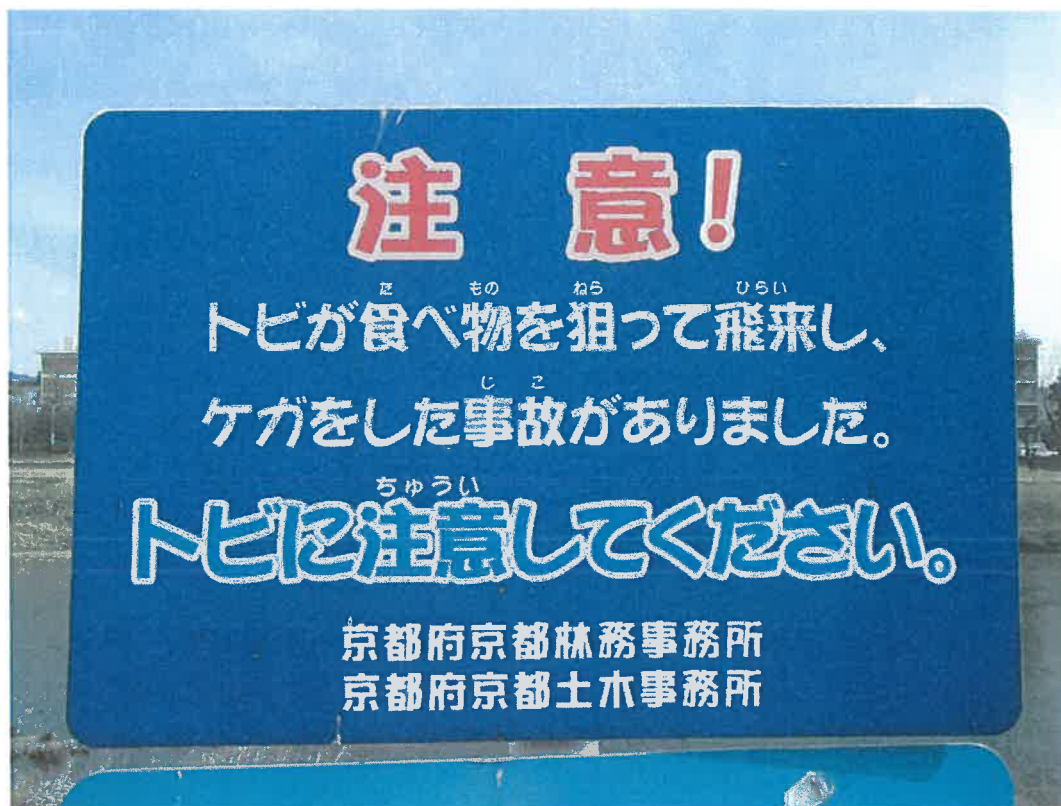
## 注意標識

丸太町橋～荒神橋右岸

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## 啓発標識

賀茂大橋～河合橋左岸 標識番号. 2

遠景写真



近景写真





# 標識写真

## 啓発標識

葵橋～出雲路橋左岸

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## 鴨川を美しくする会標識

丸太町橋～荒神橋右岸

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## 占用標識

勧進橋～水鶏橋左岸

遠景写真



近景写真



# 標 識 写 真

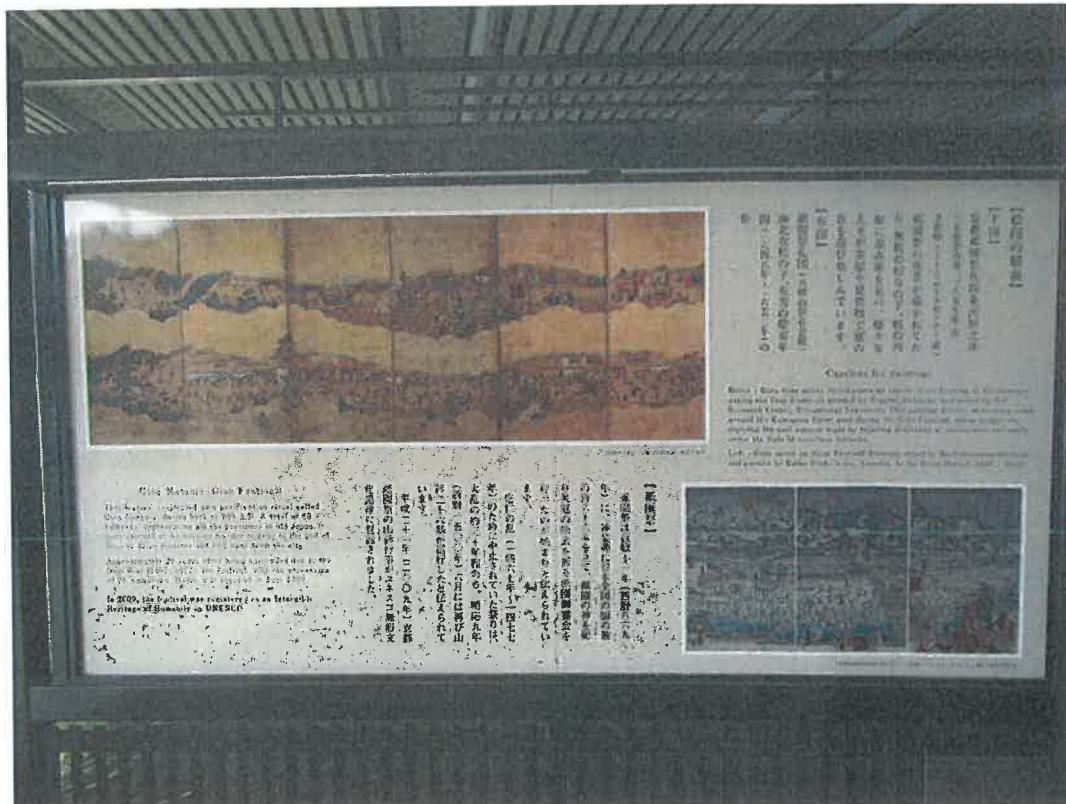
## ギャラリー(河川説明看板含む)

四条大橋右岸

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## 都市公園条例標識

鴨川・高野川合流部 標識番号.3

遠景写真



近景写真



# 標識写真

## その他標識

賀茂大橋～出町橋右岸 標識番号. 16

遠景写真



近景写真



# 桂川・松尾橋周辺で バーベキュー有料化社会実験 を実施しました

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所

桂川松尾橋周辺ではバーベキュー利用者が多く、大量のゴミ放置、カラス飛来、騒音等の迷惑行為が発生しており、これらの問題に取り組んでいくための一方策として、バーベキュー有料化により利用者から頂く料金をもってゴミ回収や清掃、警備などの周辺環境の改善を試みる、社会実験を実施いたしました。

## 実施期間

平成29年9月9日(土)～9月24日(日)の期間中14日間開催

※9月17日(日)・9月18日(月・祝)は台風18号の影響で閉鎖

## 会場

桂川・松尾橋右岸付近（一級河川桂川河川敷）

京都市西京区嵐山朝月町 阪急嵐山線 松尾大社駅付近



## 運営時間

利用時間 9:00～16:30

受付時間 9:00～15:00

※16:30～翌9:00は会場閉鎖・17:00～20:00は夜間警備  
バーベキュー利用以外の方を含め立入禁止

## 利用料金

1名あたり 500円（清掃・警備費等の環境整備の協力金）

※小学生以下・65歳以上・障がい者の方、散歩等BBQ利用以外の入場は無料

## 利用者数

1,116名・87組（平日平均：約32名、休日平均：約166名）

利用者の多くは学校や職場関係の友人・知人が集まった団体で、年齢層は20代が中心となっていた。

9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
116	192	85	16	60	6	40	0	閉鎖	閉鎖	0	20	35	22	215	309	1,116

# 放置ゴミ、カラス、路上駐車等の様子



平成28年夏の放置ゴミ、路上駐車の様子



平成29年5月連休中のカラス、放置ゴミの様子



有料化社会実験の期間中は  
ゴミの放置・騒音・路上駐車などの迷惑行為、カラスの飛来の減少に効果が見られました！

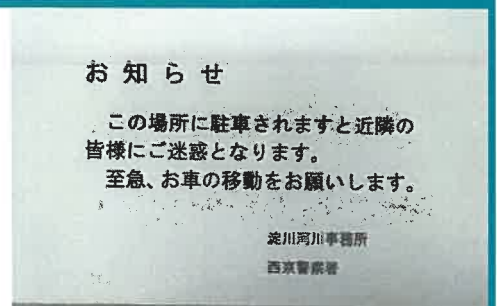
## 実験期間中の啓発配布物



チラシによる利用案内・啓発



チラシによる分別のお願い



路上駐車注意ピラ



## 実験期間中の管理運営の様子



開場前の清掃



受付でリストバンドとゴミ袋を配布



仮設トイレ(男子5基・女子5基)



音響機器使用禁止看板



嵐山東公園におけるBBQ禁止看板



ゴミ仮置き場(日中)



ゴミ分別点検整理・トイレ清掃



カラス飛来に配慮したゴミ置き場



会場内巡視



閉場後の扉施錠



台風対応 テント撤去



台風対応 閉鎖掲示

## 地元住民の方の声

### ○有料化に対して好意的なご意見

- ・有料化をもっと早くしてほしい。(70代男性)
- ・ゴミやカラスで迷惑しているので有料化を継続してほしい。(60代夫婦)
- ・テスト期間後が心配、もっと継続してほしい。特に10月の連休。(60代男性)
- ・トイレに列ができるようなことはなく、ゴミも捨てられていなかった。終了してしまうのは残念。(近隣店舗店員)
- ・良い取り組みだと思うが、期間が短くて残念。(中年女性)
- ・有料化を今後も続けてほしい。(80代女性)
- ・今後も継続してほしい。(40代女性)

# 地元住民の方の声(つづき) 概ね好意的な意見をいただきました

- ・(有料について)ゴミがひどい時もあるからねと納得。(年配男性)
- ・有料化に対して好意のご意見。(中年夫婦)

## ○料金に対するご意見

- ・有料500円と言わず、1000円以上の料金で管理をもっとしっかりしてください。(50代女性)
- ・有料化は良いが利用料500円は高い。もう少し下げた方が良い。(70代夫婦)
- ・有料化でも500円は高い。一人100円位で良いのでは。(60代男性)

## ○今回の有料エリア外への対応を求めめるご意見

- ・有料エリア外でのBBQを取り締まってほしい。(70代夫婦)
- ・右岸下流側でも同様もしくは禁止にしてほしい。(70代男性)

## ○バーベキューの禁止を求めめるご意見

- ・(対岸が対象でないことについて)それでは中途半端だから、鴨川のように全面禁止にしたらいいいのに。(70代男性)
- ・対岸が対象でないことについて、鴨川のようにしたらいいい。(6、70代男性数名)
- ・鴨川同様にBBQは禁止にしてほしい。(70代女性)
- ・BBQを全面禁止にしてほしい。(60代女性)

## 利用者の声 様々なご意見をいただきました

アンケート N=123  
有料利用者 1,077



今までマナーの悪い人がいて、子供たちには危なかった。有料化を続けて欲しい。(30代女性)

キレイになり、利用しやすくなった。(20代男性)

ゴミ回収などをしてくれるなら全然いいと思います。(10代女性)



ゴミや騒音などの問題が無くならないのであれば有料化もしかたがないと思う。(20代女性)

最初はなんで500円とるのかと思いました、トイレの設置やゴミ回収などの理由を聞いたなら納得しました。(10代女性)

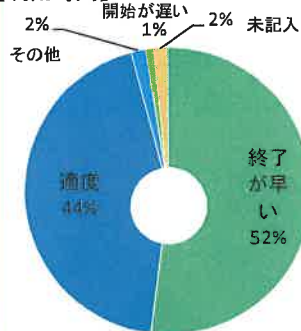


時間が短い。太陽が落ちるまでやってほしい。(20代男性)

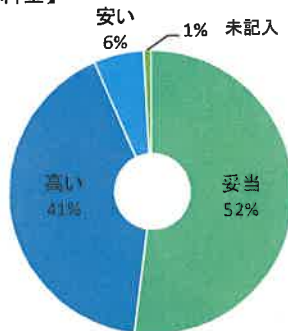
規制の割にサービスが少ない(20代女性)

来たら急に有料になっていた。もっと広報してほしい。(20代男性)

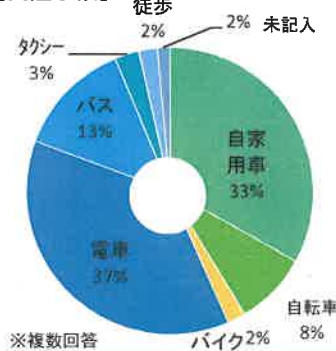
【利用時間】



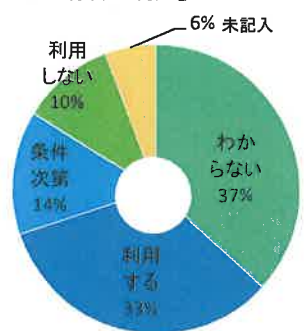
【料金】



【交通手段】



【今後の有料の利用】



## 今回の結果と今後の方向性(案)について

### ○結果

- 【環境面】 BBQ利用によるゴミ放置・投棄、カラス飛来、迷惑駐車、騒音等の迷惑な状況は、社会実験中はほとんど見られなかった。
- 【地元】 有料化に対して概ね肯定的であり、さらに期間や場所の拡大を求める声があった。
- 【利用者】 利用料金、時間に対して賛否が半々となったが、利用自体はされる方が多かった。今後の有料利用について「利用する」が「利用しない」より多いが、「わからない」「条件次第」も多く、内容改善の課題があることが確認された。
- 【収支】 今回実験では、設備や人員等の運営体制整備に多くの経費を要し、利用料金収入に対して大幅な支出超過となった。

### ○今後の方向性(案)

- 次の3点を中心に拡充を図りつつ、当面有料化社会実験を継続し、環境改善、地域による自立した河川利用の仕組みづくりを促進し、本事業の目的である適正な河川利用の実現を目指す。
- 【実施期間延長】 実施期間を延長した場合に、適切な環境改善効果が見られるか確認する。
- 【サービス拡充】 機材レンタル等の実施により、今回半数近くあった自家用車等の来場削減と、レンタルサービスによる収入増を図る。
- 【事前広報強化】 有料化社会実験実施を周知することで現地での円滑な利用を図り、また、公共交通機関での来場をより徹底することで交通混雑や路上駐車等の削減を図る。